

茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定締結式  
次 第

令和7年2月26日  
市町村会館講堂

- 1 知事挨拶
- 2 基本協定の内容等説明
- 3 基本協定の締結
- 4 写真撮影

# 茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定について

## ○基本協定書概要

項目	概要
第1条（経営統合の目的）	本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化
第2条（定義）	経営統合の対象：水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業
第3条（経営統合の時期）	協定締結後3年程度以内
第4条（経営統合の方法）	事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない）
第5条（経営の主体）	県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う）
第6条（運営体制）	経営統合時は県企業局における職員採用又は市町村からの自治法派遣
第7条（資産等）	<ul style="list-style-type: none"><li>・水道事業の用に供している資産、負債及び資本は、無償で県企業局が継承</li><li>・剰余金等の資金は、事業ごとに区分管理</li><li>・一般会計からの繰入金は投資・財政計画等を踏まえ継続</li></ul>
第8条（投資及び財政に関する計画の策定及び執行義務）	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表</li><li>・投資・財政計画策定時の県の同意・法定協議会の承認及び計画の着実な実行</li></ul>
第9条（広域的連携等推進協議会）	水道事業の経営統合に向けた検討を行うための組織として、基本協定を締結した市町村長等を構成員として設置
第10条（経営統合後の経営戦略）	県企業局は、法定協議会における協議結果を尊重し、経営統合後の経営戦略を策定

## 茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定

茨城県（以下「県」という。）、茨城県企業局（以下「県企業局」という。）並びに茨城県古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに結城郡八千代町並びに栃木県下都賀郡野木町（以下「関係団体」という。）は、水道事業の経営の一体化（以下「経営統合」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

### （経営統合の目的）

第1条 将来にわたり安全で強靱な水道を持続させ、安定的かつ効率的に供給し続けていくために、本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化を図ることを経営統合の目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において、水道事業とは、県企業局及び関係団体が経営する事業のうち、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同法第3条第3項に規定する簡易水道事業を除く。）
- (2) 水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業

### （経営統合の時期）

第3条 経営統合の時期は、本協定の締結後、3年程度以内を目指す。

### （経営統合の方法）

第4条 経営統合の方法は、県企業局及び関係団体の各水道事業で経理を区分し別料金とするものとする。

### （経営の主体）

第5条 経営統合後の水道事業の事業経営及び事業執行は、県企業局が行う。

### （運営体制）

第6条 経営統合時の運営体制は、県企業局における職員の採用又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による関係団体からの職員派遣により、これを維持する。

### （資産等）

第7条 関係団体の水道事業の用に供されている資産、負債及び資本は、県企業局に無償で引き継がれるものとする。

- 2 県企業局及び関係団体の各水道事業の剰余金等の資金は、当該水道事業ごとに区分管理し、県企業局及び他の関係団体の水道事業に流用しないものとする。ただし、貸付の場合は、この限りでない。
- 3 県及び関係団体が水道事業に対して行う地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2第1項の規定に基づく経費負担については、次条第1項の規定に基づき策定する投資・財政計画その他の関係規程等を踏まえ、経営統合後も継続して実施するものとする。

(投資及び財政に関する計画の策定及び執行義務)

第8条 経営統合に当たっては、関係団体は、県企業局が策定する基本方針に基づき、管路や施設の老朽化状況及び経営状況に応じた経営統合後の最適な投資に関する計画及び経営水準の向上を図り、将来にわたる安全で安心な水を安定的かつ効率的に供給するための計画（以下「投資・財政計画」という。）を、本協定締結後、経営統合までの間に速やかに策定し、公表しなければならない。

2 関係団体は、投資・財政計画を策定しようとするときは、県及び県企業局の同意を得た上で、次条第1項に規定する協議会の承認を受けるとともに、関係する議会への説明を行わなければならない。

3 県企業局及び関係団体は、投資・財政計画に定める県企業局による料金改定措置及び関係団体による経費負担その他の内容について、互いに協力し、着実に実行しなければならない。

(広域的連携等推進協議会)

第9条 経営統合に向けた検討及び準備を円滑に行うため、水道法第5条の4第1項の規定に基づき、県、県企業局及び関係団体を構成員とする広域的連携等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 関係団体は、経営統合への参画が困難と判断した場合は、協議会の同意を得た上で、協議会を脱退することができる。

3 前項の規定により協議会を脱退する場合、脱退する関係団体に係る費用の清算については、別途協議する。

4 協議会は、茨城県水道事業広域連携推進方針、本協定及び投資・財政計画に基づき、県及び県企業局が策定する経営統合後の組織・職員、業務運営、施設整備及び財政運営その他の経営の基本的な方針について、協議するものとする。

(経営統合後の経営戦略)

第10条 県企業局は、前条第4項の協議の結果を尊重し、経営統合後の経営戦略を策定するものとする。

2 県企業局は、前項の経営戦略について、進捗管理を毎年度行うとともに、経営状況等を考慮して必要と認める場合には、これを改定することができる。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、県、県企業局及び関係団体が協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書23通を作成し、各自1通を保有する。

令和7年2月26日

茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県知事 大井川 和彦

茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県公営企業管理者  
企業局長 稲見 真二

茨城県古河市下大野2248番地  
古河市長 針谷 力

茨城県石岡市石岡一丁目1番地1  
石岡市長 谷島 洋司

茨城県結城市中央町二丁目3番地  
結城市長 小林 栄

茨城県笠間市中央三丁目2番1号  
笠間市長 山口 伸樹

茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6  
常陸大宮市長 鈴木 定幸

茨城県筑西市丙360番地  
筑西市長 須藤 茂

茨城県稲敷市犬塚1570番地1  
稲敷市長 笥 信太郎

茨城県桜川市羽田1023番地  
桜川市長 大塚 秀喜

茨城県行方市麻生1561番地の9  
行方市長 鈴木 周也

茨城県鉾田市鉾田1444番地1  
鉾田市長 岸田 一夫

茨城県つくばみらい市福田195番地  
つくばみらい市長 小田川 浩

茨城県小美玉市堅倉835番地  
小美玉市長 島田 幸三

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地  
茨城町長 小林 宣夫

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275  
大洗町長 國井 豊

茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25  
城里町長 上遠野 修

茨城県久慈郡大子町大字北田気662番地  
大子町長 高梨 哲彦

茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地  
美浦村長 中島 栄

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号  
阿見町長 千葉 繁

茨城県稲敷郡河内町源清田1183番地  
河内町長 野澤 良治

茨城県結城郡八千代町大字菅谷1170番地  
八千代町長 野村 勇

栃木県下都賀郡野木町大字丸林571番地  
野木町長 真瀬 宏子

# 1 水道事業における諸課題への対応

水道料金による独立採算での経営が原則とされる水道事業は、以下のような課題に直面しており、**市町村単独での取組には限界がある。**

- 人口減少 ⇒ 料金収入の減少、事業を担う人材の不足
- 施設の老朽化 ⇒ 漏水事故等の発生、更新コストの増大
- 激甚化・頻発化する災害への備え ⇒ 耐震化等の対策が急務



## 広域連携による課題の解決

### 1 水道施設の「全体最適化」

小規模浄水場を維持し続けた場合とのコスト比較をしながら、大規模な浄水場への統廃合を行うことで更新費用や維持管理費用を削減

区分	2021年度	2070年度想定
浄水場数	118施設	53施設 (△65施設)

**ポイント！**  
小規模浄水場を徐々に廃止することで維持管理を効率化してコスト削減！

### 2 県・市町村水道事業※の「経営の一体化（経営統合）」

- ✓ スケールメリットを生かした経営・・・業務の共同化・効率化
- ✓ 人材の確保・・・技術職等の専門職によるノウハウの共有、技術力の向上、災害時の体制強化

**ポイント！**  
県企業局への統合により、広い視点と組織力を活かした経営、円滑な経営統合を実現！

# 2 県企業局と市町村の「経営の一体化」に関する協定の締結

## ○経営の一体化に関する基本協定締結式

経営の一体化の方針に合意する**21の市町村と基本協定を締結**

◇締結日：2025年2月26日（水）

◇協定の主な項目：

- ・経営の主体 …茨城県企業局
- ・経営統合の時期 …協定締結後3年程度以内
- ・経営統合の方法 …事業ごとに区分経理  
(当面料金統一はしない)

**ポイント！**  
県全域を対象とした広域連携は、全国6例目！

**ポイント！**  
全国初！県境を跨いだ経営の一体化！

## ○各市町村等の経営の一体化の意向状況

区分	市町村等名
令和6年度基本協定締結(21事業体)	古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町※ ※野木町は、現状、古河市と浄水場を共同で設置
検討中(12事業体)	土浦市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、五霞町、湖北水道企業団 ※2025年度での協定締結を目指す市町村あり
単独経営継続(10事業体)	水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、神栖市、東海村、境町、茨城県南水道企業団



### 3 広域連携による概算効果額

※今回協定を締結する21市町村と県企業局における、広域連携（施設最適化・経営の一体化）を行った場合の2070年度まで約50年間の概算効果額

（広域連携を行った場合と現状のまま経営を継続した場合のコストを試算し、その差額により算出）

#### ○建設改良費 ・ ・ ・ 約386億円削減

水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、将来、小規模浄水場の更新に必要であったコストなどを削減

#### ○維持管理費 ・ ・ ・ 約95億円削減

水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、浄水場の維持管理費に係るコストなどを削減

#### ○国交付金の活用 ・ ・ ・ 約542億円増

広域連携（経営の一体化）により新たに活用が可能となる国交付金で財源を確保するとともに、水道施設の更新・耐震化等を効率的に進める

○このほか ・ ・ ・ 組織の集約化による人件費の削減（約94億円）、AI活用による電力削減（約20億円）などの効果も期待

☆効果額 ・ ・ ・ 1,137億円以上

ポイント！  
大幅なコスト削減！